

議会だより

5月臨時市議会

平成21年第3回臨時会は、5月26日に招集され、会期を1日間と決めて審議に入りました。

- 市長からは、6件の報告、平成21年度一般会計補正予算案ほか5議案が提案され、議案第87号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を除く5議案については原案どおり可決しました。
- また、議員からは決議1件が提案され、原案どおり可決しました。

■議会の動き

●5月26日

議会運営委員会

本会議(開会)

- 会期決定、補正予算等提案(説明・質疑)

総務委員会

- 補正予算等審査(質疑・討論・採決)

民生委員会

- 補正予算等審査(質疑・討論・採決)

文教経済委員会

- 補正予算等審査(質疑・討論・採決)

建設委員会

- 補正予算等審査(質疑・討論・採決)

議会運営委員会

本会議(閉会)

- 補正予算等議決(委員長報告、討論、採決)

■上程議案

●予算

◇一般会計補正予算(第1号)

景気対策として緊急雇用対策基金事業や広島県元気づくり緊急交付金事業などを実施するためのもので、養護老人ホーム寿楽園への車椅子の昇降機を設置する費用の追加、保育所への空調設備の工事請負費などがあります。また、雇用創出基金事業や緊急雇用対策基金事業では、ふるさと産品販路拡大事業などを実施するために委託料の追加をするものです。そのほかには、駅前渡船の棧橋設置に関する費用を追加するものです。歳入は、広島県元気づくり緊急交付金など県支出金を充て、不足する部分を財政調整基金を繰り入れることで調整し、歳入歳出予算にそれぞれ1億9,414万9,000円を追加し、予算総額を546億2,414万9,000円としようとするものです。

●条例改正

◇尾道市職員給与と条例/議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例/尾道市特別職職員給与に関する条例/尾道市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例/尾道市公立みつぎ総合病院事業管理者の給与に関する条例

人事院の給与勧告に伴い、一般職

職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を一般職の国家公務員の期末手当及び勤勉手当の支給月数に準じて2.15月から1.95月に改定するため、また、議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数に準じて2.15月から1.95月に改定するため、さらに病院事業管理者の期末手当の支給月数を1.6月から1.4月に改定するための条例改正です。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例

職員の勤務時間を1日8時間から7時間45分に改定し、休憩時間を廃止するための条例改正です。

●その他の議案

◇財産の取得について



増加する救急需要への対応及び救急業務の高度化を図るため、高規格救急自動車(2台)を取得するものです。

- 取得予定価格 7,566万7,200円
- (1台 3,783万3,600円)
- 契約の相手方 広島トヨタ自動車(株)尾道店

◇財産の取得について

消防力の充実強化を図るため、消防ポンプ自動車を取得するものです。

- 取得予定価格 3,442万9,500円
- 契約の相手方 (株)三葉ポンプ

◇財産の取得について

老朽化した瀬戸田市民会館(ベル・カントホール)の照明設備機器を更新するものです。

- 取得予定価格 4,200万円
- 契約の相手方 (株)松村電機製作所中国支店

●報告

◇専決処分報告について(1件)

◇専決処分報告及びこれが承認を求めることについて(5件)

■委員会での審査

○総務委員会

◆議案の提案時期について

○ 景気対策事業や人事院勧告に関連する議案は定例会に提案されるものと思っていたが、なぜ、この臨時会に提案したのか。

○ A 景気対策に資する事業等、一日も早く実施したいという思いがあり提案した。

◆防犯灯調査業務について

○ 内容と目的について聞きたい。

○ A 市内の防犯灯の設置状況を調査して台帳を整備し、防犯灯を町内会でも管理する旧尾道市方式に統一していきたいと考えているものである。

○ 高齢化・世帯数減少により町内会は財政が厳しく、防犯灯の電気代も支払えない現状を認識しているのか。

○ A ただちに管理方法を統一するのではなく、調査の上で検討するものである。

◆人事院勧告について

○ 例年、人事院勧告は1年間調査した上で8月に勧告され、12月に実施するが、今回、この時期に勧告が出された理由をどのように認識しているのか。

○ A 民間企業の状況から8月の勧告は厳しい内容が予想され、12月1回だけの実施では負担が大きいため、この時期に出されたものと推測される。

○ 今回の勧告は世間の公務員バッシングの風潮に迎合したものであり、この臨時会に緊急雇用対策基金事業など内需拡大をはかる景気対策を提案しながら、一方で一時金の削減という景気を後退させる提案をするのは矛盾しているのではないか。

○ A 人事院勧告は、国から独立した

機関が独自に実施する調査に基づいて行うものであり、財政・景気対策とは直接の関わりはないものである。

Q 市職員の一時金を削減することは、地域の企業の賃金にも影響し、負のスパイラルを招くという認識はないのか。

A 一時金の削減が内需を縮小させるという認識はあり、当初は景気対策のみを提案する予定であったが、人事委員会を持たない本市は人事院勧告を尊重しなければならないと、また、県内他都市の状況も勘案して提案した。

○民生委員会

◆広島県元気づくり緊急交付金について

Q 児童福祉費の備品購入費の補正内容と財源について聞きたい。

A 市内の公立保育所にクーラーを設置するものであり、財源は広島県元気づくり緊急交付金を充てるものである。

Q 保育所すべてにクーラーが設置されるのか。

A 容量の調査が必要な保育所もあるが、ほぼすべての保育所の保育室及び調理室にクーラーを設置できる。調理室は夏の衛生面を考えて設置するものである。

◆緊急雇用対策基金事業について

Q 福祉施設周辺環境整備業務及び浄化槽設置状況追跡調査業務の事業概要を聞きたい。

A 福祉施設周辺環境整備業務は、ふくしむら南側斜面の立ち木の伐採や草刈りを委託するものである。また、浄化槽設置状況追跡調査業務は、平成18年10月に広島県から浄化槽に関する設置申請許認可等の事務移譲があり、それに伴い、以前広島県が浄化槽の設置調査を行った中で、7,490基の浄化槽の確認がとれていないということで、本市が追跡調査を行うものである。この追跡調査を行うことによって、今後の浄化槽の設置に対する保守、点検、指導等に役立てたい。

Q 雇用創出基金事業及び緊急雇用対策基金事業の実施によって、どのくらいの雇用が創出されると想定しているか。

A 雇用創出基金事業は2事業で5名、緊急雇用対策基金事業は7事業で65名の計70名の雇用創出を想定している。

Q 雇用創出基金事業及び緊急雇用

対策基金事業の概要について聞きたい。

A 雇用創出基金事業は1年以上の長期事業を想定し、市独自で事業を実施できず、委託という形をとるもので、人件費割合が総事業費の5割以上、総労働者数のうち新規の失業者雇用が5割以上という条件がある。また、緊急雇用対策基金事業は6カ月未満の短期事業を想定し、市直営か委託かは事業の内容で選択できる。人件費割合は総事業費の7割以上でなければならないという条件がある。

Q 緊急雇用対策基金事業のうち、市の直営事業はあるのか。

A 7事業のうち、1事業が直営事業である。

Q 内需拡大するためにも、今後も緊急雇用対策基金事業を重要なものとして捉え、知恵を出して市民ニーズにこたえる事業を創出していかなければならないのではないのか。

A この事業は3年を想定しているので、来年度以降に向けて新たな事業を考えていかなければならない。また、緊急性を要するものであれば、補正で今年度実施するなど、さまざまな方向から検討していきたい。

○文教経済委員会

◆緊急雇用対策について

Q 尾道市における有効求人倍率及び完全失業率について聞きたい。

A 尾道市から世羅町におけるハローワーク管内の有効求人倍率は3月末現在で0.78、県内平均0.61であり、完全失業率は全国平均4.8%、中国平均4.7%、広島県での推計は3.5%である。

Q 緊急雇用対策として委託する7事業の内容及び委託先について聞きたい。

A 千光寺公園景観維持業務については民間委託、ふるさと産品販売経路拡大業務については尾道観光土産品協会、ふるさと美術工芸資材開発業務については尾道帆布、防犯灯調査業務、福祉施設周辺環境整備業務、浄化槽設置状況追跡調査業務、因島地区公園等環境整備業務についてはシルバー人材センターに委託する予定である。

Q 失業者雇用対策として7割以上の失業者を雇用条件とするのであれば、すべて尾道市が直轄で雇用すれば、10割の失業者を雇用できるのではないのか。

A 業務についてのノウハウをもつ

た失業者かそのノウハウを活用できる業者へ委託したほうが円滑に業務が行えると想定している。

◆ふるさと産品販売経路拡大業務及びふるさと美術工芸資材開発業務について

Q 内容について聞きたい。

A 前者については尾道の土産品を販売する拠点施設を整備することで尾道の土産品の販路拡大及び食事の提供をしようとするものであり、後者については尾道市内に自生する野草等を使用し、草木染めの原料となる染料を作り加工販売することで尾道の土産品としようとするものである。

◆千光寺公園景観維持業務及び因島地区公園等環境整備業務について

Q 内容について聞きたい。

A 樹木の剪定、草木等の伐採を行い景観の保全を図るものである。

◆雇用創出基金事業及び緊急雇用対策基金事業について

Q 広島県の雇用創出基金事業及び緊急雇用対策基金事業に占める尾道市の事業割合を聞きたい。

A 緊急雇用対策基金事業は実施しやすいので、尾道市に割り当てられたほぼ一杯を使っているが、雇用創出基金事業については直接尾道市が実施することができないため、試行錯誤しながら実施事業者を探しており、枠の半分程度にとどまっている。

○建設委員会

◆向島小浦棧橋設置工事について

Q 尾道本土と向島を結ぶ4航路の年間輸送人数と車両台数並びに今回の設置工事の原因となった向島運航の休業に伴う市民への影響について聞きたい。

A 尾道向島間の輸送人数は年間400万人弱、輸送車両は100万台弱であり、そのうち向島運航の利用者は年間60万人弱なので、1日当たり約1,500人が他の交通機関を利用せざるを得ない状況におかれている。

Q 今回の棧橋設置工事は、その財源となっている広島県元気づくり緊急交付金の目的に合致するのか。

A 交付金は緊急経済雇用対策を目的として広島県が創設したもので、大きく二つの用途があり、「暮らしの安全安心対策に関するもの」と「地域の活力の維持・再生に関するもの」となっているが、今回の棧橋設置は「暮らしの安全安心対策」の、住